

# 福祉用具貸出事業実施要綱

2020年12月28日

要綱第7号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が有する物品の有効活用を図り、地域福祉の向上に資することを目的に行う福祉用具等の貸出事業について必要な事項を定めるものとする。

## (福祉用具等)

第2条 貸出を行う福祉用具等は、本会が所有する物品で次に掲げるものとする。

### (1) 介護福祉用具

- ① 車イス
- ② 歩行器

### (2) 福祉教育用具

- ① 車イス
- ② 高齢者疑似体験用具(大人用)
- ③ 高齢者疑似体験用具(子供用)
- ④ 視覚障がい体験セット
- ⑤ アイマスク
- ⑥ その他

### (3) 地域福祉用具

- ① テント(2間×3間)
- ② 音響設備
- ③ 血圧計
- ④ 玉入れ
- ⑤ 綿菓子機
- ⑥ コミュニケーション麻雀
- ⑦ 野球ゲーム
- ⑧ フライングディスク
- ⑨ その他

## (利用者)

第3条 利用者は、本巢市に在住し、福祉用具等の利用が必要な次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一次的に介護福祉用具が必要と認められるもの
- (2) 福祉教育を推進するために福祉教育用具が必要と認められるもの
- (3) 地域福祉を向上させるために地域福祉用具が必要と認められるもの
- (4) 活動内容を充実させるために地域福祉用具が必要と認められるふれあい・いきいきサロン
- (5) その他、本会会長(以下「会長」という。)が特に必要と認めるもの

(貸出申請)

第4条 福祉用具を借り受けようとする者は、申請書(様式第1号)を会長に提出しなければならない。

2 申請書は、利用日の3箇月前より受け付けるものとする。

(貸出期間)

第5条 福祉用具等の貸出期間は、次のとおりとする。

- (1) 介護福祉用具 3箇月以内
- (2) 福祉教育用具 1箇月以内
- (3) 地域福祉用具 2週間以内

(貸出の制限)

第6条 福祉用具等の使用目的が次のいずれかに該当するときは、貸出を行わない。

- (1) 営利的な目的に利用する恐れがあると認められる場合
- (2) 福祉用具等の利用が長期に及ぶ恐れがあると認められる場合
- (3) その他貸出しが適当でないと認められる場合

(転貸の禁止)

第7条 利用者は、貸出を受けた福祉用具等を転貸してはならない。

(利用料)

第8条 福祉用具等の利用料は、次のとおりとする。

- (1) 介護福祉用具(1箇月未満は無料とする。)
  - ① 車イス 月額 500円
  - ② 歩行器 月額 300円
- (2) 福祉教育用具及び地域福祉用具の利用料は、無料とする。

(福祉用具の故障及び子賞に伴う賠償)

第9条 利用者は、貸付を受けた福祉用具等を損傷し又は紛失した場合は、速やかに

その旨を会長に届け出なければならない。

- 2 前項の損傷又は紛失の理由が、利用者の管理が不十分なために生じたものであるときは、会長は当該利用者に対し損害の実費を弁償させることができる。
- 3 使用者は、福祉用具等の利用に際して事故が発生した場合、あらゆる損害について一切の賠償権を本会に対して行使しないものとする。

(福祉用具等の返還)

第10条 福祉用具等の利用者は、次の各号に該当する場合は速やかに福祉用具等を返還しなければならない。

- (1) 市外へ転出するとき。
- (2) 福祉用具等の利用を中止するとき。
- (3) 福祉用具等を損傷したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、2021年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人本巣市社会福祉協議会福祉用具貸出事業実施要綱(平成17年社会福祉法人本巣市社会福祉協議会要綱第 号)は、廃止する。

様式第1号

## 福祉用具等利用申請書

年 月 日

本巢市社会福祉協議会長様

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

福祉用具等の利用について下記のとおり申請します。

記

(太枠内をご記入ください)

1. 福祉用具等の種類				
2. 利用者	住 所			
	氏 名			
	性 別	男・女	電 話	( ) -
	生年月日	年 月 日		
3. 利用を希望する理由				
4. 利用を希望する期間	年 月 日 ~ 年 月 日			

※印は本会の記入欄のため、記入しないでください。

※5. 返却日	年 月 日
※6. 備考	